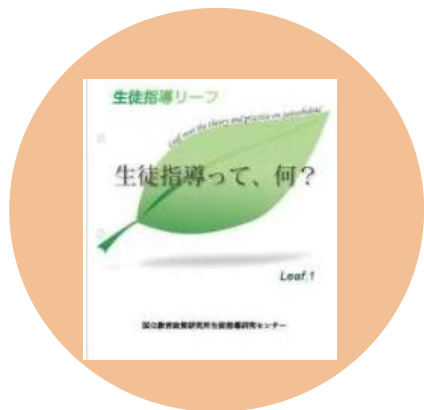


■考えよう！生徒指導って何？

「生徒指導リーフ」シリーズ



国立教育政策研究所生徒指導・進路指導研究センターでは、平成24年より「生徒指導リーフ」シリーズを発行しています。

生徒指導に関して、

- ☞ みんなが理解しているようでいながら、実は十分に説明されてはこなかった事柄
 - ☞ いざ実践をと思ったときに、間違っていないか不安になりやすい疑問点
 - ☞ 役に立つと考えて行っているにもかかわらず、成果が上がらなかったり、弊害の大きかったりする「似て非なる実践」の問題点
 - ☞ きちんとした定義や、きちんとした評価が知りたい、新しい概念や手法
 - ☞ 今、学校現場が知っておきたい話題
- などにスポットを当てピンポイントで解説や提案を行う新しい形の生徒指導資料です。

シリーズ全体で生徒指導の全体像を理解していただける構成になっています。
ぜひ、日頃の生徒指導に生かしていただければと思います。

▼リンク

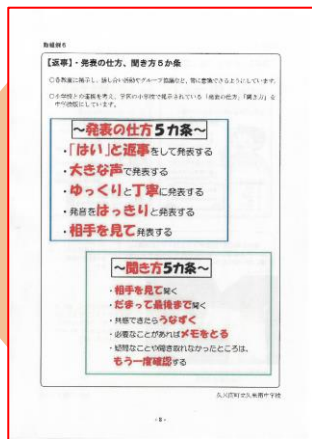
「『生徒指導リーフ』シリーズ」（国立教育政策研修所 生徒指導・進路指導研修センター）
<https://www.nier.go.jp/shido/leaf/index.html#leaf-series>

授業づくり、学級づくりの学期始めのおさえどころ

学習規律実践事例集

学期始めには、支え合い高め合う集団づくりと子どもたちが落ち着いた雰囲気の中で学習に集中することができる環境づくりの基盤を築く必要があります。

本冊子では、「授業規律」と「生活規律」等の好事例を掲載しています。子どもたちの守るべき学習規律は、教師が守るべき指導の規律でもあります。学期始めの指導に、役立ててください。



★ あいさつ、返事、挙手をピシッと徹底する

- 「はい」という返事を徹底させる（凡事徹底）
- 声を出す、声をそろえる、素早い反応を意識させる

★ 笑顔で明るく、ポジティブな雰囲気づくり

- 雰囲気は教師がつくる（笑顔で、明るく、元気よく）
- 誉める、認める、温かい言葉のシャワーを意識して注ぐ

★ 聞かせる意識とその具体的な手立てを

- 教師が話し出すと、しゃべらないという状況をつくる
- 聞き手の意識づけ（うなずく、尋ねる、付け足す等の反応をする）



■初任者教員が押さえない三つの行動

「これだけは押さえよう！～生徒指導 はじめの一步～」



生徒指導は、いじめ、暴力、不登校など、課題を抱えている児童生徒への指導も重要です。しかし、生徒指導の本来の意義は学校生活がすべての児童生徒にとって有意義で興味深く、充実したものになることを目指すことです。

国立教育政策研究所生徒指導研究センターでは、初任者教員の皆さんに、まず、これだけは押さえてほしいという三つの行動を選び、実践例とともに冊子として発行しています。小学校、中学校の2冊ですが、高等学校、特別支援学校の初任者教員にも日頃の生徒指導に生かすことができる視点、取組が掲載されています。一人一人の児童生徒の健全な成長のために是非、本資料をご活用ください。

☆初任者教員が押さえない三つの行動(中学校)

- 1 生徒が主体的に学ぶよう働きかける
- 2 一人一人の生徒としっかり向き合う
- 3 チームの一員であることを自覚する

▼リンク

「これだけは押さえよう！～生徒指導はじめの一步～」(国立教育政策研究所 生徒指導・進路指導研究センター)
<https://www.nier.go.jp/shido/shoninsha/index.html>

■ 多様化する生徒指導に対応する

「生徒指導校内研修パッケージ」



岡山県総合教育センターでは、学校の実態に即した校内研修の充実を図り、教職員一人一人の生徒指導に関する力量形成や、学校としての組織的な生徒指導の向上を目指し、具体的な研修資料や手法を盛り込んだ10種類の生徒指導校内研修パッケージを提供しています。

自校の生徒指導課題に組織的に対応するためには、生徒指導の基盤となる理論と方法、未然防止の取組の具体化等について共通理解することが重要です。そのツールとして生徒指導校内研修パッケージを活用して、機能する組織づくりを進めるとともに、学び合い支え合う同僚性の向上が図られることを願っています。

経験年数別研修における校内研修の「課題解決研修」や「OJTチーム研修」に位置付けるなどして、是非、ご活用ください。

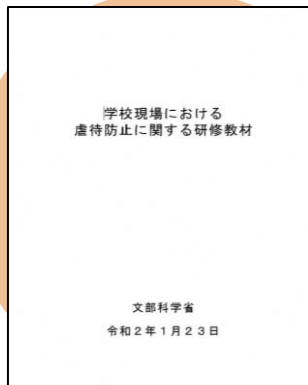
▼リンク

「生徒指導校内研修パッケージ」（岡山県総合教育センター）

<https://www.pref.okayama.jp/page/686434.html>

■児童虐待が疑われる事案にどう臨みますか？

「学校現場における虐待防止に関する研修教材」



厚生労働省の統計調査によると、児童相談所による児童虐待相談対応件数は、28年連続で増加という非常に厳しい状況です。多くは学校等からの相談によるもので、教職員は、与えられた役割のもとで、「児童虐待を受けた者は自分の学校や学級にも存在しうる」という意識を持って対応する必要があり、被虐待児童を発見した場合には、「特別な対応方針を検討し、それを実行する」ことが必要です。

では、具体的に教職員が押さえておくべきことは何なのか？本研修教材では、ケースごとに法的根拠を示し、そのポイントをまとめています。教職員一人一人が虐待が疑われる事案に迷いなく臨むことができることが組織的な対応の要です。この機会にぜひ読んでください。

▼リンク

「学校現場における虐待防止に関する研修教材」（文部科学省）
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1302913.htm

■長期欠席・不登校について考えよう

岡山型長期欠席・不登校対策スタンダード



長期欠席・不登校については、本県の大きな課題となっています。本人の「不安」や「無気力」、友人との関係、家庭に係る状況など、その要因は複雑になっており、対象の児童生徒への適切な対応が求められています。

長期欠席・不登校の児童生徒への支援は、一人一人の状況に応じて行うことが基本ですが、子どもの状態を細かに把握し、経過の推移をしっかりと追うなど、支援の継続性を確保することも重要です。本資料は、そうした取組のベースとなる内容をコンパクトにまとめてあります。

新型コロナウイルス感染拡大防止に伴い多くの学校が休校中の現在、子どもたちの不安も大きくなっていると思われます。本資料が、学校全体での組織的・継続的な子どもたちへの支援につながることを願っています。


▼リンク

「岡山型長期欠席・不登校対策スタンダード」（教育庁義務教育課 生徒指導推進室）

<https://www.pref.okayama.jp/site/16/604664.html>

■生徒指導の基本書は？

「生徒指導提要」



生徒指導提要

平成22年3月

文部科学省

「生徒指導に関する学校・教職員向けの基本書は？」

この問いに最もふさわしいと考えられるのが「生徒指導提要」です。生徒指導提要とは、生徒指導の実践に際し、教員間や学校間で教職員の共通理解を図り、組織的・体系的な生徒指導の取組を進めることができるよう、生徒指導に関する学校・教職員向けの基本書として、小学校段階から高等学校段階までの生徒指導の理論・考え方や実際の指導方法等を、時代の変化に即して網羅的にまとめた生徒指導の基本書です。全部で237ページありますが、索引が充実しているのが特徴の一つなので、まずは必要な項目だけでも確認をしておいてください。文部科学省のWebページからダウンロード可能です。

生徒指導で悩んだ時など、手立てのヒントを与えてくれる内容満載です。是非、ご活用ください。

- | | |
|--------------------|-----------------------|
| 第1章 生徒指導の意義と原理 | 第5章 教育相談 |
| 第2章 教育課程と生徒指導 | 第6章 生徒指導の進め方 |
| 第3章 児童生徒の心理と児童生徒理解 | 第7章 生徒指導に関する法制度等 |
| 第4章 学校における生徒指導体制 | 第8章 学校と家庭・地域・関係機関との連携 |

▼リンク

「生徒指導提要」（文部科学省）

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1404008.htm

■ 保護者や地域の方とのよりよい関係づくり

「学校に対する苦情・不当な要求等への対応」

学校に対して、保護者や地域の方などから、意見や要望などが寄せられることがあります。その中には、子どもたちの学校生活を向上させ、質の高い教育活動を進める上での重要な示唆を含んでいるものがあります。一方で、不当な要求等もあり、学校は組織としての対応を徹底するとともに、外部機関や地域の方と連携を図りながら対応することが大切です。

本資料は、保護者や地域の方からの苦情や不当な要求などに対して、教職員がより適切に対応することができるよう、対応のあり方についてまとめたものです。

保護者や地域の方とのよりよい関係づくりに、ぜひ本資料を役立ててください。

学校に対する苦情・不当な要求等への対応

平成21年1月
岡山県教育庁指導課

▼リンク

「学校に対する苦情・不当な要求等への対応」（教育庁義務教育課）

<https://www.pref.okayama.jp/page/detail-29294.html>